

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の設工認に関する面談」
2. 日時：令和4年9月16日(金) 10時00分～11時35分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
核燃料施設審査部門
(原子力規制部新基準適合性審査チーム)
古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、津金主任安全審査官、藤原主任安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官
日本原燃株式会社
大柿 専務執行役員 再処理・MOX燃料加工安全設計総括 他6名

5. 要旨

本年9月7日の日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)との面談を踏まえ、再処理施設の設計及び工事の計画の認可の次回申請に向けた対応について、当日提出資料に基づき、以下のとおり面談を行った。

(1) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

- ・再処理施設の技術基準に関する規則(以下「規則」という。)第37条(材料及び構造)の適合性説明に関する添付書類の構成については、関連する条文を整理し、全体を合理的に説明するために適切な構成を検討すること。また、実用炉のクラス1機器を参考に設計条件を記載しているが、再処理事業変更許可で整理している機能維持等の考え方を踏まえて、想定する条件と許容できる状態を実用炉と対比して基本設計方針等から整理すること。
- ・説明書内での構成については、全体に共通する方針を踏まえて類型の考え方等を整理する必要があるため、最初から細分化せず、段階を追って分けていく形とすること。
- ・個別の論点についても、各論のみを説明するのではなく、全体を体系立てて説明するなかで、どういった論点があるのか明らかにして説明すること。
- ・今後の面談では、申請書の構成のみならず、その記載項目の概要や、その構成とする理由等を示すこと。また、規則第36条(重大事故等対処設備)と第37条(材料及び構造)及び第39条(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備)との関連性については、一目でわかるよう整理すること。

(2) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「設工認申請書の構成例及び記載内容について」

参考

- ・ 令和4年9月7日 日本原燃(株)再処理施設の設工認に関する面談
<https://www2.nra.go.jp/data/000403864.pdf>